

ID: 65

担当部署: 子ども家庭課

処分の概要	受給資格の登録及び更新
例 規 名 根 拠 条 項	大河原町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例 第5条第1項及び第3項
例 規 番 号	平成16年条例第16号

【基準】

第3条及び第5条の規定による。

(助成対象者)

第3条 この条例により助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、母子家庭の母若しくはその者に監護されている児童のいずれか、又は父子家庭の父若しくはその者に監護されている児童のいずれか、又は父母のない児童が町内に住所を有する母子・父子家庭の母又は父及び児童とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としない。

- (1) 他の市区町村における地方単独医療費助成制度の助成対象となる者
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条により支援給付を受ける者
- (3) 母子家庭の母又は父子家庭の父の前年(1月から9月までに医療の給付を受けた場合にあっては、前々年をいう。以下同じ。)の所得(規則で定める所得の範囲及び所得の額の計算方法により算出した額をいう。以下同じ。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該母子家庭の母又は父子家庭の父の扶養親族等でない児童で当該母子家庭の母又は父子家庭の父が前年の12月31日において生計を維持したもの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときの母子・父子家庭の母又は父及び児童
- (4) 父母のない児童を養育する者(以下「養育者」という。)又は母子家庭の母、父子家庭の父若しくは養育者の配偶者又は母子家庭の母若しくは父子家庭の父の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で、これと生計を同じくするもの又は養育者の扶養義務者で、その養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときの母子・父子家庭の母又は父及び児童

(受給資格の登録)

第5条 医療費の助成を受けようとする母子・父子家庭の母又は父及び児童は、あらかじめ規則で定める受給資格登録申請書(以下「登録申請書」という。)を町長に提出し、受給資格の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録は、登録した日以後において最初に到来する9月30日まで有効とする。
- 3 受給資格の登録を受けた助成対象者が当該登録の有効期間の満了後も、引き続き医療費の助成を受けようとするときは、規則で定める更新登録申請書(以下「更新申請書」という。)を町長に提出し、受給資格の更新の登録を受けなければならない。
- 4 町長は、第1項又は第3項の規定により母子・父子家庭の母又は父及び児童から提出された登録申請書又は更新申請書の審査の結果を当該母子・父子家庭の母又は父及び児童に通知するものとする。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日